

(別紙様式1)

平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：香川県
農業委員会名：さぬき市農業委員会

I 農業委員会の状況(平成31年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	2,921
自給的農家数	986
販売農家数	1,935
主業農家数	138
準主業農家数	285
副業的農家数	1,512

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	2,463
女性	1,217
40代以下	167

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	107
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	15
農業参入法人	24
集落営農経営	10
特定農業団体	0
集落営農組織	10

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	2,280	118				2,398
経営耕地面積	1,726	128	95	33		1,854
遊休農地面積	88	36				124
農地台帳面積	2,449	628				3,077

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項
第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2 年 7 月 19 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	18	18
認定農業者	—	10
認定農業者に準ずる者	—	4
女性	—	2
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	28	28	20

* 現在の体制を記載することとし、旧・新いづれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積 2,398 ha	これまでの集積面積 598.3 ha	集積率 24.9% %
課 題	零細農家の多い地域については、担い手となる農家が少なく利用集積が図り難い状況がある。又、中山間地域では有害鳥獣被害等が広がりつつあり、対策が必要である。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成31年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 640 ha (うち新規集積面積 42 ha)
	目標設定の考え方：過年度の推移を参考に目標設定
活動計画	利用権設定農地の終期・更新通知書を送付の際、農地機構のチラシ、それに伴う文書を同封し、郵送する。 農業委員・農地利用最適化推進委員と連携を図り、貸し手農家の要望を定期的に機構集積員に伝える。

※1 集積面積は、当該年度末時点での利用集積している農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数
	1 経営体	2 経営体	3 経営体
	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積
	2.7 ha	2.0 ha	1.3 ha
課 題	農業の産業としての位置づけが不安定である。(農地の取得に対する制度上の制約。技術習得までの期間が必要で、一定の所得を得るために期間がかかる。)		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成31年度の目標及び活動計画

参入目標数	1 経営体	参入目標面積	1.0 ha
活動計画	農事組合法人設立予定に際し、普及センターと協力し制度等の説明を行う。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成31年4月現在)	管内の農地面積(A) 2,522 ha	遊休農地面積(B) 124.0 ha	割合(B/A×100) 4.9% %
課 題	遊休農地は増加傾向にあり、後継者不足や営農意欲の低下により大幅な解消は困難な状況ではあるが、引き続き遊休農地の所有者等への継続した指導が必要。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成31年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 4.0 ha		
	目標設定の考え方：平成30年度の実績による		
	調査員数(実数) 46人	調査実施時期 8～10月	調査結果取りまとめ時期 10月～11月
活動計画	農地の利用状況調査	調査方法	管内全域を調査区域とし道路からの目視による巡回、委員への地元農家からの事前情報により当該か所を把握し地図等に記録。農業委員と事務局職員からなる班を形成し、班毎で地域を分け調査。
	農地の利用意向調査	実施時期 11月	調査結果取りまとめ時期 12月～1月
	その他		

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成31年4月現在)	管内の農地面積(A) 2,398 ha	違反転用面積(B) - ha
課 題	違反転用案件については、早期に手続き実施指導により解消を図り、新たな違反転用にならぬよう周知、活動により徹底することが必要である。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成31年度の活動計画

活動計画	令和元年6月頃広報誌やホームページでの周知徹底、違反転用者の対する指導の実施。 また、転用者には農地転用許可済標識を配布し掲示を指導する。
------	--

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入